



概要版

第3次 都留市 子ども・子育て支援事業計画

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

■ 計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

我が国では、出生率の低下や未婚率の上昇、晩婚化等の要因によって、少子高齢化が一層進行しており、就労環境や経済の変化等に起因して、仕事と家庭の両立に困難が生じるとともに、待機児童問題や放課後児童クラブの不足も深刻で、結婚・出産・子育ての希望が叶わない等、子ども・子育てを取り巻く環境は厳しいものとなっています。

さらに、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化等により、子育て家庭が子育てに対する支援を得ることが難しくなっていることから、子育てに対する孤立感や負担感、不安感の増加も指摘され、子ども・子育てへの支援の更なる充実が求められています。

本市においては、平成27年3月に「都留市子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月には「第2次都留市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、効率的かつ効果的な子ども・子育て支援の推進に取り組んできました。

この度、第2次計画が令和6年度で最終年度を迎えることから、これまでの取組状況や課題、子ども・子育て環境の変化等を踏まえ、新たな「第3次都留市子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

計画の位置づけ

本計画は、子ども子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保等、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な推進を目的に策定されます。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策行動計画の考え方を踏襲し、子どもの健やかな成長を目的とした環境整備や子育て支援に関する事業についての方向性を定めるものです。

本計画の策定にあたっては、「都留市長期総合計画」、「都留市地域福祉計画」、「都留市教育振興基本計画」、「都留市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」等、関連する各分野の計画と整合をとります。



■ 計画の基本的な考え方

基本理念

若者が結婚や子育てに希望や喜びを感じ、地域全体で子育てを支えていく体制を構築するとともに、未来を担う全ての子どもがこのまちで健やかに成長できるまちの実現を目指し、以下を基本理念として、子ども・子育て施策を推進します。

ひと集い 地域の中で、子どもが健やかに のびのび育つまちづくり

基本的な視点

(1) 子どもの最善の利益の実現を目指す

すべての子どもが将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会を実現するため、「子どもの権利」及び「子どもの最善の利益」が尊重され、子どもの視点に立った施策・事業を推進します。

(2) すべての子どもの健やかな育ちを支援する

障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもを含め、一人ひとりの子どもが安心できる環境の中で健やかに育つことができるような支援を行います。

(3) 連続性を踏まえた発達を支援する

乳幼児期から思春期にかけて、周囲の環境と関わり合う中で生活に必要な能力、態度等を獲得していく発達過程を通じて、一人ひとりがかけがえない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整えます。

(4) 親としての成長を支援する

保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、様々な状況の中で子どもと向き合う親の思いに寄り添い、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援を行います。

(5) 地域社会全体で子どもの育ちと子育てを支え合う

社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、すべての子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、それぞれの役割を果たすことを目指します。



基本目標及び主な施策

基本理念	基本目標	施策
ひと集い 地域の中で、子どもが健やかにのびのび育つまちづくり	<p>①</p> <p>妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 安全・安心な妊娠・出産に向けた支援 2 母子の健康づくりの推進 3 幼児期の教育・保育の充実 4 包括的な相談支援体制の構築・強化 5 子育て情報の充実 6 子育てにかかる経済的支援の充実
	<p>②</p> <p>子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 知の資源と連携した教育の推進 2 生きる力を育む学校教育の推進 3 家庭・地域・学校の連携による教育の推進 4 食育の推進 5 思春期保健対策の充実
	<p>③</p> <p>地域における子ども・子育て支援の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 多様な体験・交流活動の充実 2 地域における子どもの居場所づくり 3 地域による子育て支援の充実 4 子育てネットワークづくりの推進
	<p>④</p> <p>支援が必要な子ども・家庭への支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 障がい児施策の充実 2 ひとり親家庭等の自立支援の充実 3 子どもの貧困の解消に向けた取組の推進
	<p>⑤</p> <p>子どもの権利擁護</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童虐待防止対策の強化 2 いじめ・不登校対策の強化 3 子どもの意見表明権の確保
	<p>⑥</p> <p>子ども・子育て環境の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 仕事と子育ての両立に向けた職場環境づくりの促進 2 男女共同参画社会の推進 3 学びの場・遊び場の整備 4 安全・安心な子育て環境の整備



■ 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

教育・保育提供区域の設定

本市では、教育・保育提供区域を、市内全域(1区域)に設定します。

幼児期の特定教育・保育事業

(1) 1号認定(教育)

保護者の就労等、保育の必要性の有無に関わらず、満3歳以上の子どもに認定こども園や幼稚園で教育を提供する認定区分です。

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	111	106	98	93	86
確保の内容	140	140	140	140	140
特定教育・保育	140	140	140	140	140
未認可幼稚園	0	0	0	0	0

(2) 2号認定(保育)

保護者の就労等、保育の必要性の事由を有する、満3歳以上の子どもに保育園や認定こども園で保育を提供する認定区分です。

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	399	385	361	346	323
確保の内容	430	430	430	430	430
特定教育・保育	430	430	430	430	430
特定地域型保育	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0

(3) 3号認定(保育)

保護者の就労等、保育の必要性の事由を有する、満3歳未満の子どもに保育所・認定こども園で保育を提供する認定区分です。

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	277	263	256	246	236
0歳	46	45	45	44	42
1歳	110	109	104	100	96
2歳	121	109	107	102	98
確保の内容	280	280	280	280	280
特定教育・保育	280	280	280	280	280
特定地域型保育	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0



地域子ども・子育て支援事業

(1) 延長保育事業(時間外保育事業)

保育所の開所時間を超えて保育を行う事業です。

(単位:人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		77	74	70	68	64
確保の内容	利用者数	77	77	77	77	77
	実施か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

(2) 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブ(学童保育)は、就労等の理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を支援することを目的とした事業です。

(単位:人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		379	382	380	370	358
	小学1年生	99	85	81	73	72
	小学2年生	99	113	101	99	92
	小学3年生	90	87	101	92	90
	小学4年生	54	56	55	64	58
	小学5年生	24	25	25	25	29
	小学6年生	13	16	17	17	17
確保の内容		400	400	400	400	400

(3) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業・トワイライト事業)

保護者が、疾病・疲労等の身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設等で養育・保護を行う事業です。

(単位:人日/年)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		7	7	6	6	6
	ショートステイ	4	4	3	3	3
	トワイライトステイ	3	3	3	3	3
確保の内容		7	7	6	6	6

(4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

(単位:人日/年)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		9,939	9,371	8,814	8,349	7,804
確保の内容	利用者数	9,939	9,371	8,814	8,349	7,804
	実施か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所



(5) 一時預かり事業

①認定こども園(幼稚園型Ⅰ)在園児を対象とした一時預かりは、3歳から5歳の児童が対象で、②その他のものについては、理由を問わず、一時的に子どもを預かる事業です。

(単位:人日/年)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	170	163	150	143	132
	確保の内容	230	230	230	230	230
②	量の見込み	652	526	452	370	311
	確保の内容	1,060	1,060	1,060	1,060	1,060

(6) 病児・病後児保育事業

病気回復期の児童を家庭で保育ができない時、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

(単位:人日/年)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		204	195	184	175	166
確保の内容	利用者数	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380
	実施か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がセンターを橋渡しに会員登録をして、様々な育児の手助けを行う有償ボランティア事業です。

(単位:件/年)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		569	544	515	489	463
確保の内容		569	544	515	489	463

(8) 利用者支援事業

子どもやその保護者が、地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

(単位:か所)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		2	2	2	2	2
基本型	基本型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
確保の内容		2	2	2	2	2
基本型	基本型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1

(9) 妊婦一般健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を支援するため、妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

(単位:人回/年)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		1,487	1,412	1,337	1,250	1,187
確保の内容		実施場所: 都留市立病院・山梨赤十字病院等、実施体制: 医療機関との連携				



(10) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供等を行う事業です。

(単位:人/年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	127	119	113	107	100
確保の内容	実施体制：健康子育て課(保健師等)、実施機関：健康子育て課				

(11) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業です。

(単位:件/年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5	5	4	4	4
確保の内容	実施体制：健康子育て課相談員・保健師、実施機関：健康子育て課				

(12) 子育て世帯訪問支援事業【新規事業】

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

(単位:件/年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	40	38	37	35	34
確保の内容	実施体制：健康子育て課、実施機関：健康子育て課				

(13) 児童育成支援拠点事業【新規事業】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

計画期間において実施予定はありませんが、対象となる児童の実態把握に努め、必要に応じて実施に向けた提供体制の検討を行います。

(14) 親子関係形成支援事業【新規事業】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施する事業です。

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	15	70	70	70	70
確保の内容	実施体制：健康子育て課(保健師等)、実施機関：健康子育て課				



(15) こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)【新規事業】

保育所等において、乳児又は幼児であって満3歳未満のもの(保育所に入所しているもの等を除く。)に適切な遊び及び生活の場を与るとともに、保護者との面談や子育てについての情報の提供、助言等を行う事業です。

(単位:人日/年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,048	1,048	1,048	1,048	1,048
0歳	524	524	524	524	524
1歳	262	262	262	262	262
2歳	262	262	262	262	262
確保の内容	1,048	1,048	1,048	1,048	1,048

(16) 妊婦等包括相談支援事業【新規事業】

妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型相談支援の充実を図る事業です。

なお、伴走型相談支援については、こども家庭センター型で実施します。

(単位:人回/年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	357	339	321	300	285
確保の内容	実施体制：健康子育て課(保健師等)、実施機関：健康子育て課				

(17) 産後ケア事業【新規事業】

産後の母子の心身の健康を支え、育児の不安を軽減するため、母親の身体的回復を支援するケア、授乳指導や育児相談等を実施する事業です。

(単位:人日/年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	94	94	94	94	94
確保の内容	実施体制：健康子育て課(保健師等)、産前産後ケアセンター(助産師等) 実施機関：健康子育て課、産前産後ケアセンター				

(18) 障害児通所支援事業【参考】

障がいのある児童が通所し、自立促進のための訓練や居場所づくりを行う事業です。

(単位:人日/月)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	312	444	444	444	444
児童発達支援	64	80	80	80	80
放課後等デイサービス	248	364	364	364	364



第3次 都留市 子ども・子育て支援事業計画 概要版

令和7年3月 発行

編集：都留市役所 福祉保健部 健康子育て課

〒402-8501 山梨県都留市下谷2516-1

TEL:0554-46-5113(103) FAX:0554-46-5119

